## 一二ノ三、行宮遺址の碑建立エピソード

る字が彫られた。今も木津川北岸からよく見える。 北面の中腹にあって高さ五メートルほどの巨石に小松宮彰仁親王書になる「行宮遺址」な 明治十九年に完成した行宮遺址の記念碑の計画エピソー ドである。この碑は笠置山

小松宮彰仁親王は伏見宮邦家親王第八王子で、安政五年、 明治二十三年、 陸軍大将に昇進した人物である。 仁孝天皇の猶子となった人物

# 出典 一、東京日日新聞、明治一六年一二月二四日掲載

#### 「笠置山記念碑」

を保存せんとするの美挙あるを聞し召され、 人へ下賜、また右の碑は銅碑にして、撰文は有栖川一品宮に願わるるとか。 今般有志者が山 .城国相楽郡笠置山、後醍醐天皇行在の旧跡へ記念碑を建設 一昨二十二日、宮内庁より金百円を建碑発起 Ĺ 永く名跡

来するようと尽力せらるるよし。 京都府の官員達はもっともこの挙に熱心にして、 来る十七年五月までには、 ぜひとも出

またその碑は管下第一の巨大のものにせんとの目論見なりと云う。

# 出典 二、東京横浜毎日新聞、明治一八年六月五日掲載

### 「笠置山の記念碑に菊章不許可」

付き、 しに、 碑面には御紋章を彫刻したしとて、菊章特許の儀をその筋へ出願せしが、許可なかりしに 弘の昔同天皇の皇居たりしことを、 田宮勇、木村良司の二氏は、今度山城国相楽郡笠置山の麓へ一の石碑を設置し、同地が元 その祖先が後醍醐天皇に随い奉り功績ありしかどにて、さきに京都府士族に編入されし 公は速やかに承諾されたりと聞く。 単に笠置皇居之尊蹟と彫刻することに決し、 なおも不朽に伝えんとのことを有志者と協議 この潤筆を右の二氏より三条公へ請い 右の

## 出典 三、富岡鉄斎による扇子絵と文 笠置寺所蔵

#### 解診

家である。 富岡鉄斎(一八三六~一九二四年)が明治一九年七月に笠置山に遊びこの扇子絵を残し 鉄斎は幕末には倒幕の志士と交わり、 晩年まで旺盛な創作活動を展開 した希有 の南画

#### 原文

醍醐天皇、蒙塵而幸焉、 笠置山在山城相楽郡、 頃者有志士、 相議、 請陸軍中将二品親王、書行宮遺趾四字鐫之、 望之巍然高聳雲表其東北絶壁千仞、 尋為賊兵所陥、 今既五百五十年矣、 俯流実為天険之地、 山上有大石、 字大四尺余、 面北直立高三丈、 元弘中、 雄偉勁秡、

### 称其地可以足、垂千古不朽矣、某氏求其図概略因併記、 時明治十九年八月

鉄斎山人 印

#### 読み下し文

にして俯流、実に天険の地と為す。 笠置山は山城相楽郡に在り。之を望むに巍然として高く雲表に聳ゆ。 其の東北の絶壁千仞

と為し、今既に五百五十年。 元弘中、後醍醐天皇、蒙塵(天皇が難を避けて逃れること)して幸す。尋ぬるに賊兵の陥す所

山上に大石有り、北に面して直立すること、高さ三丈。

するに、以て足るべく、千古を垂るも朽ちず。 頃者 (ちかごろ)、志士有り、相い議して、陸軍中将二品親王に請い、行宮遺趾の四字を書 之を鐫る。字、大なるは四尺余、雄偉、勁秡(強くて衆にすぐれていること)、 其の地を称

某氏の求むるに、其の概略を図し、因って併記す。 時に明治十九年八月

鉄斎山人 印